

2026 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 テクロ株式会社
(コード番号 306A Fukuoka PRO Market)
代表者名 代表取締役 天野 央登
問合せ先 経理部部长 平井 裕
T E L (050)-5435-6253
U R L <https://techro.co.jp>

**臨時株主総会招集のための基準日設定および
Fukuoka PRO Market における当社株式の上場廃止申請に関するお知らせ**

当社は、本日開催の取締役会において、臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」という。）招集のための基準日設定及び当社株式の上場廃止申請について、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせいたします。

当社は Fukuoka PRO Market に上場している当社普通株式に関し、2026 年 5 月 29 日開催予定の本臨時株主総会の特別決議を経た上で、上場廃止申請をすることになります。

なお、本臨時株主総会の開催場所及び「上場廃止申請の件」以外の付議議案については、2026 年 5 月 7 日に開示する予定です。

記

1. 上場廃止申請の目的及び理由

当社は、2024 年 12 月 16 日に福岡証券取引所 Fukuoka PRO Market（以下、「FPM」という。）へ上場いたしました。直近事業年度においては売上高 130,431 千円と過去最高を記録しましたが、上場準備に伴う一時的な費用の計上で経常利益 △12,913 千円となりました。一方、当事業年度は、実働型支援において新規顧客の獲得及びカスタマーサクセスの充実による既存顧客の満足度向上に注力し、上場に伴う信用力向上も功を奏し契約社数を伸ばすことができたため、中間決算では売上高 70,177 千円・経常利益 8,520 千円と直近事業年度を上回る水準での推移となりました。

このような状況下、近年の急速な賃上げ環境の進展を背景に、経営戦略の再検討を行った結果、今後は上場維持に伴う各種コストを、人材への投資へと振り向けていくことが、持続的な成長に資すると判断いたしました。

また、当社は今後の成長戦略として、AI 等のテクノロジーを活用した営業活動のデジタ

ル化や業務効率化への積極的な投資を行っていく構想を描いております。これらの新たな投資においては、迅速かつ柔軟な経営判断が求められることから、株式の非公開化によって意思決定及び事業推進のさらなるスピードアップを図ることが最適であるとも判断をいたしました。

当社は、本上場廃止を通じて、中長期的な視点での企業価値向上に専念できる経営体制を構築し、結果として、より強固で持続可能な事業基盤を確立していく方針です。その上で、将来的には一般市場への上場を視野に入れ、さらなる成長と社会的価値の創出を目指してまいります。

非上場化後も、FPM 上場によって培われたコーポレートガバナンスや内部管理体制を継続的に強化しつつ、経営基盤の強化に努めてまいります。そしてこの選択は、将来的には当社の経営や事業の発展に大きく寄与するものと考えております。

以上の理由から、当社は「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 1 項に基づき、FPM における当社株式の上場廃止を申請することといたしました。

2. 本臨時株主総会開催日及び今後の予定

上場廃止申請を行うにあたりましては、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 128 条により、株主総会の特別決議を経ることとなっているため、本臨時株主総会にて上場廃止申請の件を付議する予定です。

2026 年 5 月 14 日（木）：臨時株主総会招集通知発送

2026 年 5 月 29 日（金）：臨時株主総会開催日

2026 年 5 月 29 日（金）：上場廃止申請書の提出日

2026 年 6 月 26 日（金）：上場廃止日

上場廃止申請書を福岡証券取引所へ提出し受理された後、当社株式は整理銘柄に割り当てられ、上場廃止となる予定です。（「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 143 条第 2 項及び「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 128 条）。

3. 担当 F-Adviser について

今般策定した日程により、当社が Fukuoka PRO Market 上場廃止の手続きを進めることに関し、担当 F-Adviser であるフィリップ証券株式会社からは、上場廃止までの期間について、担当 F-Adviser としての業務を継続する予定である旨の回答を得ております。

4. 本臨時株主総会に関する基準日について

2026 年 5 月 29 日（金）開催予定の本臨時株主総会において、議決権を行使することが

できる株主を確定するため、2026 年 5 月 7 日（木）を基準日として定め、同日最終日の株主名簿に記載された株主をもって、その議決権を行使できる株主といたします。

公告日：2026 年 4 月 22 日（水）

基準日：2026 年 5 月 7 日（木）

公告方法：電子公告（当社のホームページに記載いたします。）

<https://techro.co.jp>

5. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

開催日時：2026 年 5 月 29 日（金）

開催場所及び決議事項：2026 年 5 月 7 日に開示する予定です。

以上